

「ヒドロキシプロピルセルロース」の添加物指定及び成分規格の設定に関する
食品健康影響評価について（８月１６日付で食品健康影響評価を依頼した事項）

１．経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、FAO / WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

この方針に従い、今般、ヒドロキシプロピルセルロースについて評価資料がまとまったことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

２．ヒドロキシプロピルセルロースについて

ヒドロキシプロピルセルロース (HPC) は天然に広く存在するセルロース (パルプ) を原料とし、これを水酸化ナトリウムで処理した後、プロピレンオキサイド等のエーテル化剤と反応して得られる非イオン性の水溶性セルロースエーテルである。

欧米では、食品添加物として乳化剤、フィルム形成剤、安定剤等として使用されている。

我が国においては、医薬品分野の公定書である日本薬局方に収載されており、錠剤・顆粒剤の滑沢剤、コーティング剤、崩壊剤、結合剤、シロップの懸濁・安定化剤等として使用されている。

３．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてヒドロキシプロピルセルロースの指定の可否及び成分規格の設定について検討する。